

# 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する 教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

# 特定一般教育訓練給付の対象となる講座の考え方

第11回労働政策審議会人材開発分科会（平成30年10月18日）資料1-2に基づき事務局にて編集

「人づくり革命基本構想（平成30年6月閣議決定）」等において「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、（一般教育訓練給付の）給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、このコンセプトや具体的対象課程類型、講座ごとの基準等について、労働政策審議会人材開発分科会において集中的に審議を進め（平成30年8月第9回～同年10月第11回）、概ねコンセンサスが得られた指定基準及びその考え方を前提に、同雇用保険部会において、給付制度（特定一般教育訓練給付）の具体的設計に関わる審議が行われたもの。これら審議の経緯を踏まえ、対象講座の考え方を改めて整理すると以下のとおり。

## 一般教育訓練（現行）

## 特定一般教育訓練（拡充）

## 専門実践教育訓練

基本  
コンセプト

雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練

「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」= **速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練**（即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練）

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練

給付率  
等

2割  
（上限年間10万円）

4割  
（上限年間20万円）

5割／資格取得・就職等した場合+2割（上限年間56万円）

対象課程  
類型

- ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの
  - ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）
- ※入門的・基礎的水準のものを除く

- A：公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格等）の養成課程（短期）※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む（時間数の下限なし）**  
【例：大型免許、二種免許、各種重機運転免許】  
**それ以外の公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格）の試験合格目標講座（50時間以上）**  
【例：技術士、技能検定、危険物取扱者】
- B：IT資格取得目標講座（ITSSL2以上）（50時間以上）**  
【例：シスコCCNA、Oracle Gold】
- C：ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座（30時間以上）**
- D：文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（60時間以上120時間未満）**  
【例：ドローン、理学療法士ブライタップ、ショートMBA】  
✓専修学校におけるキャリア形成促進プログラム  
✓大学等における職業実践力育成プログラム

- ①公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格）の養成課程（原則1年以上3年以内）
- ②専門学校における職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）（120時間以上）
- ③専門職大学院（原則2年以内、資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）
- ④大学等における職業実践力育成プログラム（120時間以上）
- ⑤高度IT資格取得目標講座（ITSSL3以上、原則120時間以上）
- ⑥第4次産業革命スキル習得講座（ITSSL4、30時間以上）
- ⑦専門職大学等（専門職大学・学科：4年以内、専門職短期大学・学科：3年以内）

講座ごとの  
基準

就職・在職率要件なし  
受験率50%・合格率全国平均の80%以上等によりパフォーマンスを評価

受験率80%以上・合格率全国平均以上、就職・在職率80%以上によりパフォーマンスを厳格に評価（※特定一般教育訓練の類型Cについて、平成31年4月からの試験実施状況等を同年夏頃検証予定）  
また、訓練前カリコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化

これ以外に課程類型に応じた基準を追加（類型D:キャリアアップ効果に係る情報公開、習得を目指す実践的職業能力の対象職業等の明確化）

これ以外に課程類型に応じた基準を追加（類型③⑦:定員充足率60%以上等）

# 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

## 第一 特定一般教育訓練の指定基準及び実績等の新設

### 1. 指定基準及び実績

A) 公的職業資格等の養成課程（短期）及びそれ以外の公的職業資格の取得目標講座等中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練の対象講座として位置づけることとする。  
【実績】 ■ 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの ■ 就職率・在職率80%以上のもの

B) IT資格取得目標講座（※ITSSL2以上）中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練の対象講座として位置づけることとする。  
【実績】 ■ 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの ■ 就職率・在職率80%以上のもの

C) ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練の対象講座として位置づけることとする。  
【実績】 ■ 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの ■ 就職率・在職率80%以上のもの

D) 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練の対象講座として位置づけることとする。  
【実績】 ■ 就職率・在職率80%以上のもの

### 2. 訓練の期間及び時間の下限

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであることとする。

ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないこととする。

- i) 通学制 訓練期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上（1. C）の課程にあっては、30時間以上）
- ii) 通信制 訓練期間が3か月以上1年以内

## 第二 その他

○ 新たなITパスポート試験合格目標講座に関する規定は、平成31年4月1日以後に実施される当該試験の合格を訓練目標とする課程について適用する。

**適用日：平成31年10月1日**

# 特定一般教育訓練指定に係るスケジュール(予定)

	平成31年度									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
<b>特定一般教育訓練の 指定スケジュール(厚生労働省)</b>	<p>▼1月24日 第12回人材開発分科会(諮問)</p> <p>・2月上～中旬 指定基準告示改正</p> <p>指定希望講座の受付(4月上旬～5月上旬)</p> <p>▼7月下旬～8月上旬 指定・不指定の決定(通知発出)</p> <p>指定希望講座の調査及び審査</p> <p>指定希望講座の受付(10月上旬～11月上旬)</p> <p>指定を受けた講座の開始</p>									
<b>【参考】大学等の短時間のプログラム スケジュール(文部科学省)・新たなITパスポート試験 のスケジュール(経済産業省)</b>	<p><b>大学等の短時間のプログラム</b></p> <p>学校教育法施行規則改正</p> <p>60時間以上の履修証明プログラムとしての開講</p> <p>大学等の短時間のプログラムの認定</p> <p>短時間のプログラムとして認定を受けた講座の開始</p> <p><b>新たなITパスポート試験</b></p> <p>ITLS創設</p> <p>改訂された新たなITパスポート試験に対応した講座の開講</p> <p>改訂された新たなITパスポート試験の開始</p> <p>特定一般教育訓練の適用前の事前検証</p>									

※ 指定希望講座の受付は、原則、年に2回(4月～、10月～)実施。